

車庫証明申請等の手続きが変わります。

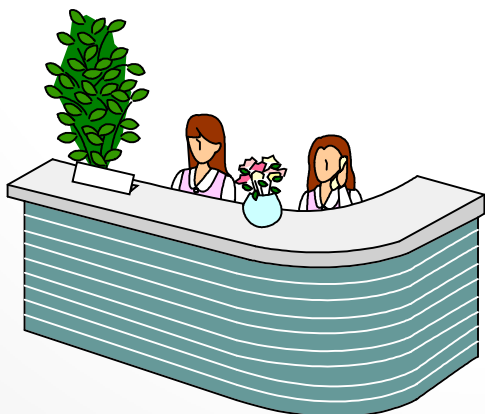
自動車保管場所証明申請及び自動車保管場所届出につきましては、平成27年7月1日から、順次申請書様式の変更と、代理人申請による取扱いを変更します。

当分の間は、旧様式あるいは、委任状のない代理人申請も受理いたします。

1 保管場所証明申請様式の変更

自動車保管場所証明申請書については、1枚目と2枚目を入れ替えて、1枚目に収入証紙を貼付、2枚目を証明書として申請者にお渡しする形となります。

| | 変更前 | 変更後 |
|-----|-------------------------|--------------------|
| 1枚目 | 証明書として交付 | 申請手数料貼付 (警察署控) |
| 2枚目 | 申請手数料貼付 (警察署控) | 証明書として交付 |
| 3枚目 | 標章番号通知書として 交付 | 標章番号通知書として 交付 |
| 4枚目 | 交付申請まで署で預 かり (交付手数料) | 証明書交付案内 (交付手数料) |



ご注意

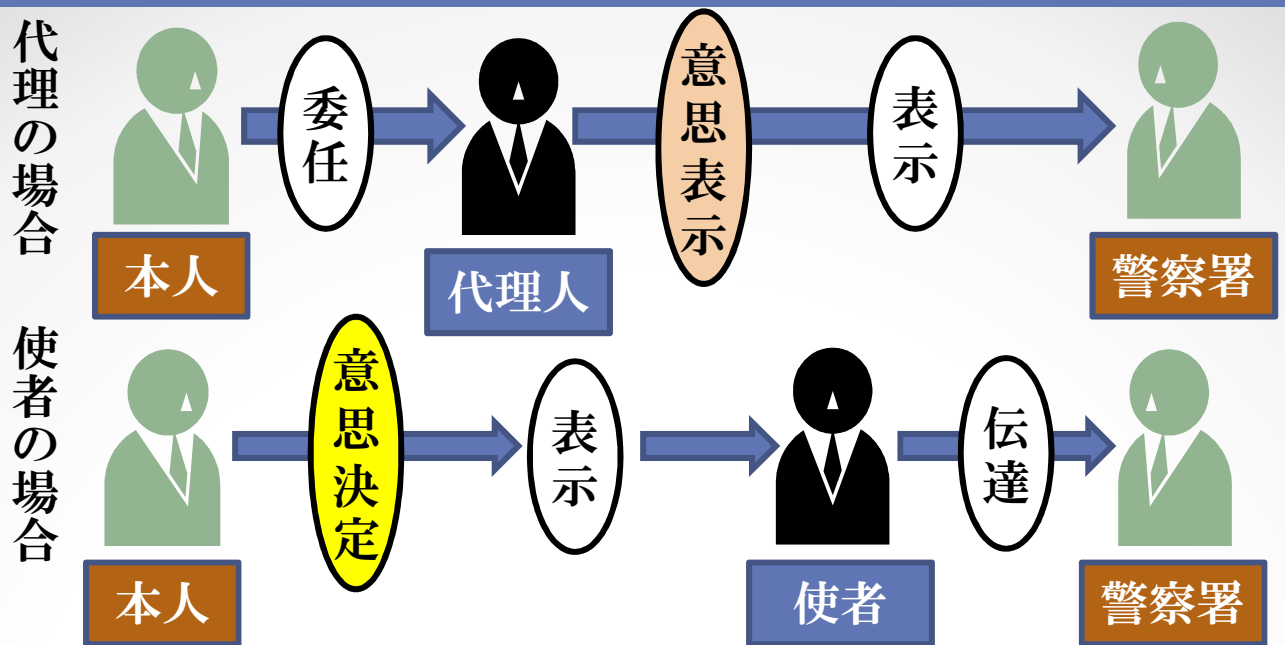
申請用紙につきましては、現在の在庫がなくなり次第変更することになります。

当分の間、現在の申請用紙が使用できます。

2 本人以外が申請する場合の取扱い

自動車保管場所証明申請及び届出（軽自動車）について、本人以外が申請書を持参する場合は、「代理人」若しくは「使者」として区分して扱うこととしました。「代理人」として申請する場合は、「委任状」が必要となります。詳細は、次のページをご覧ください。

代理人と使者の違い



- 代理人は、委任を受けた本人に代わり意思表示します。
- 使者は、本人の意思決定した事項を伝達する者です。

これを自動車保管場所証明関係で具体的に説明すると・・・。

代理人の権限（委任状における委任事項により制限されることがあります。）

- 申請書を作成（行政書士以外は報酬を得て、業とすることができません。）して、申請者の押印なしでの申請
- 代理人判断による代理人印による訂正
- 代理人記名、代理人印による証明書、標章の受領

使者の出来ること（委任状がない場合、使者として書面を持参したものとしします。）

- 本人の署名又は記名・押印がなされた申請書の行政庁への持参。ただし、行政書士以外の者が、報酬を得て業として書類を作成することはできません。
- 本人による申請取下げ意思表示の伝達
- 本人が標章を受領してくるよう依頼した場合において、使者の署名（記名）押印による保管場所証明書、保管場所標章の受領。ただし、車台番号が判明していない申請において、車台番号を書き込むことはできません。

使者の出来ないこと（委任状なし）

- 窓口における申請書への書き込み（日付・車台番号等）
- 窓口における申請書の訂正

Q なぜ使者では、書面の書き込みや、訂正ができないのですか。

A 本人の面前ではないので、本人が意図していないことを書き込むことができるからです。

- 委任状の書式など、詳細につきましては、各警察署の交通窓口でお尋ねください。